

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険資格・給付・保健事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木城町は、国民健康保険資格・給付・保険事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーIDやパスワードにより操作者が操作する権限を限定している。また事務の一部を外部委託事業者に委託しているが、個人情報の保護に関する契約を締結し対応している。

評価実施機関名

宮崎県木城町長

公表日

令和4年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格・給付事務
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理、保健事業等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③保健事業 ④オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバー・団体内統合利用連携サーバー・健康管理システム・国保総合システム・国保情報集約システム・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル・給付情報ファイル・特定健診受診情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第30項並びに国民健康保険法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二 項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二 項番27,42,43,44,45、健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	木城町町民課 宮崎県児湯郡木城町大字高城1227番地1 電話:0983-32-4736
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	木城町町民課 宮崎県児湯郡木城町大字高城1227番地1 電話:0983-32-4736

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二 項番 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,9 3,106,120 (情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二 項番42,43,44,45	(情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二 項番 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,9 3,106,120 (情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二 項番42,43,44,45	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正による変更
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月29日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	見直しにより訂正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月29日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	見直しにより訂正
令和4年3月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理、保健事業等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③保健事業	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理、保健事業等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③保健事業 ④オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和4年3月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバー・団体内統合利用連携サーバー・健康管理システム・国保総合システム・国保情報集約システム	国民健康保険システム・中間サーバー・団体内統合利用連携サーバー・健康管理システム・国保総合システム・国保情報集約システム・医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和4年3月18日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二 項番 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,9 3,106,120 (情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二 項番42,43,44,45	(情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二 項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62 80,87,88,93,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二 項番 27,42,43,44,45、健康保険法第113条の3第1項 及び第2項	事後	